

第92回 金沢市都市計画審議会議事録

1. 日時

令和2年2月26日（水）10:00～11:00

2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

3. 出席委員

①学識経験者

（各 50 音順）

井口 栄市

金沢市農業委員会会長

島田 明子

弁護士

竹村 裕樹

金沢学院大学教授

中山 晶一朗

金沢大学教授

西田 哲次

金沢商工会議所常務理事

②市議会議員

高 誠

金沢市議会副議長

下沢 広伸

金沢市議会総務常任委員長

麦田 徹

金沢市議会建設企業常任委員長

③関係行政機関

山田 哲也

国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）

竹俣 隆一

石川県土木部長（代理）

遠藤 知庸

石川県農林水産部長（代理）

坂尻 勇一

石川県警察本部交通部長（代理）

④市民

能木場 由紀子

金沢市校下婦人会連絡協議会長

(司会)

定刻となりましたので、只今より第92回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案審議として市決定案件が2件ございます。またその他案件結果報告及び報告案件がございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の木谷より、ご挨拶を申し上げます。

(木谷局長)

みなさま、おはようございます。都市整備局長の木谷です。

本日は、委員の皆様方におかれましては、天候が不順なだけでなく、コロナウイルスという大きな騒ぎの中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今週、金沢市の新年度の予算が発表されました。来月からの3月議会の中で予算の内容につきましてもしっかりと議論が進められていくものと考えております。

今回ご審議いただきます案件は「下水道の変更」及び「緑地の変更」の2件でございます。委員の皆様には、それぞれの分野から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

(司会)

ここで、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢商工会議所常務理事 西田 哲次 委員でございます。

それでは、ここからの進行を竹村会長にお願いしたいと存じます。会長よろしく願いいたします。

(会長)

みなさん、おはようございます。先ほど事務局からの話にもありましたが、石川県でもコロナウイルスが大変な状況です。このような保健衛生や安全性というものは、都市の中でも非常に大事な要素です。災害からの安全というものをしっかりと都市計画の中でも考えていかなければならないと思っております。本日の案件につきましても、この保健衛生というものに関係する大事な案件です。皆様の忌憚のないご意見とご審議をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内13名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、島田委員、能木場委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしく願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入ります。まず議案第401号「金沢都市計画 下水道の変更」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第401号「金沢都市計画 下水道の変更」について説明いたします。

お手元の議案書は2ページから6ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

今回の変更内容について説明いたします。大きく分けて2つございます。

1つ目は、下水道排水区域の面積の変更です。下水道排水区域とは、「公共下水道により下水を排除する区域として都市計画に定める区域」です。今回、追加する部分及び削除する部分がございますが、そのことによる面積の変更を行います。

また、平成27年の下水道法改正により、新たに雨水公共下水道の創設が行われ、雨水事業に特化した区域設定が可能となったことを受け、今回、「汚水」「雨水」それぞれの区域を下水道排水区域として都市計画に定めます。

2つ目はその他の施設（処理施設）、「臨海水質管理センター」の面積の変更です。

具体的内容のご説明の前に、金沢市の公共下水道の処理区域についてご説明します。下水道処理区域は5つの処理区に分かれており、犀川より北東の金沢市中心部に位置する浅野処理区、犀川より南西に位置する西部処理区、国道8号線より北西に位置する臨海処理区、流域関連公共下水道である犀川左岸処理区、特定環境保全公共下水道である湯涌処理区の5つとなります。今回の変更につきましては、この5つの処理区において追加、削除による変更を行うものです。

変更内容は、大きく3つに分けて説明いたします。

最初に説明①-1として、排水区域の追加について、次に説明①-2として、排水区域の削除について、最後に説明②として、その他施設の面積の変更について、説明します。それでは、まず下水道排水区域の追加について説明します。変更となるのは、臨海、犀川左岸、湯涌の3処理区です。

今年度、新たに市街化区域に編入された地区において、今後行われる市街地開発事業と一体で下水道整備を行うため、区域に追加する箇所について説明いたします。

こちらは臨海処理区の追加箇所になります。こちらが県道松任・宇ノ気線、50m道路、国道8号になります。円の中にある、赤色で着色された部分が、無量寺地区と南新保地区の追加箇所です。追加は、汚水、雨水の両下水道排水区域です。

犀川左岸処理区の追加箇所です。こちらが安原異業種工業団地、海側環状道路、北陸自動車道です。こちらの打木地区と中屋地区が追加箇所です。追加は、汚水、雨水の両下水道排水区域です。

次に、土地利用の進展に伴い、こちらの湊3丁目地区を下水道排水区域の雨水として追加いたします。こちらが県道松任・宇ノ気線、大野川です。追加箇所はこちらの範囲です。

次に、近年汚水処理のために下水道整備を行った湯涌荒屋地区につきまして、下水道排水区域の汚水として追加します。こちらは湯涌温泉、湯涌小・芝原中学校で、追加箇所はこちらの範囲です。

今回の変更で追加する箇所は以上となります。

続きまして、説明①—2の下水道排水区域の削除について説明いたします。

本市では、昭和36年から公共下水道事業に着手し、平成27年度には概ね整備を完了しております。今回、未整備地区について、地域の実情や意向を踏まえて下水道排水区域の精査を行ったものです。その内訳をまとめたものが下の表になります。まず、市街化調整区域のうち、市街化の見込みのない農地、崖地を削除します。また、市街化調整区域の一部の事業所敷地・集落及び市街化区域の工業専用地域や一部の事業所敷地については、合併浄化槽による汚水処理を行うこととし、削除します。

具体的な削除箇所について処理区毎に説明いたします。

まず、浅野処理区です。青色で着色された箇所が削除箇所になります。こちらは、疋田上荒屋線です。近接する青色で示した範囲が削除箇所です。沖町と宮保町ほか、市街化調整区域の事業所敷地です。金沢大学周辺の若松町や角間町ほか、市街化調整区域の崖地です。こちらは太陽が丘1丁目、市街化区域の事業所敷地です。浅野処理区の削除箇所は以上です。

次に西部処理区の削除箇所になります。まずこちらは山側環状道路に近接した箇所になります。大桑町ほか、市街化調整区域の農地です。こちらは犀川上流、末浄水場に近い水淵町です。市街化調整区域の集落です。西部処理区の削除箇所は以上です。

次に臨海処理区の削除箇所になります。まずこちらの湊1～3丁目、大野町4丁目ほか、市街化区域の工業専用地域が削除箇所です。こちらは北陸自動車道の北側の市街化調整区域の農地です。北寺町ほか浅野川に近接した削除箇所です。こちらは千田町ほか金腐川沿いの削除箇所になります。こちらは南森本町ほか国道8号近くの削除箇所になります。こちらは八田町ほか柳瀬川沿いの市街化調整区域の事業所敷地です。臨海処理区の削除箇所は以上です。

以上を表にまとめたものがこちらになります。

今回の追加・削除による各処理区の変更後の面積は、汚水、雨水それぞれ、一番右の変更後の値となりますが、今回、これまでのプラニメーターによる図上求積から、地理情報システム（GIS）によるデジタル化による求積を行いましたので、求積過程の参考値として赤字でお示ししております。

以上を踏まえた都市計画決定の変更内容です。議案書は2ページ及び3ページにな

ります。赤文字で書かれた上段が変更前、下段が変更後です。また、今回の変更より、汚水と雨水、それぞれの面積を記載しています。順番に浅野処理区、西部処理区、臨海処理区、犀川左岸処理区、湯涌処理区となります。

湯涌処理区の雨水につきましては、当該処理区が元々汚水処理を目的とした排水区域であり、公共下水道による雨水処理計画はありませんので、事業計画との精査により、便宜上ゼロの数字となります。

次に変更内容の2つ目、その他施設、臨海水質管理センターの面積の変更について説明いたします。臨海水質管理センターは2級河川大野川沿いに位置しており、当該敷地の一部、青色で着色された箇所が河川改修事業用地として収用されたことにより、現在の面積98,800㎡から97,700㎡に変更を行うものです。

最後に、本案件につきましては、令和2年2月3日から2月17日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上が下水道の変更の説明でございます。

(会長)

ありがとうございました。只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

(会長)

特にご意見もないようですので、本案どおり答申させていただきます。

それでは続きまして議案第402号「金沢都市計画 緑地の変更」について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第402号「金沢都市計画 緑地の変更」についてご説明します。

お手元の議案書は、7ページから10ページとなりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

位置図です。議案書は8ページになります。今回の変更箇所は泉野交差点付近で、金沢市立泉野図書館前の2箇所です。

計画図です。方位は、図面の上方向が北になります。赤枠で囲まれた水色部分の14号泉が丘緑地を廃止いたします。また、南東の赤色部分の区域を19号泉野町6丁目緑地として新規追加を行います。

施設計画図です。議案書は9ページです。泉が丘緑地は、都市計画決定された平成7年より、隣接する泉野図書館や泉野福祉健康センターとともに、地区の良好な住環境を形成してきました。

今回、泉野福祉健康センターが築45年を迎え、老朽化していることから建替えを検討した結果、地域生活に与える影響を最小限に抑えるため、泉が丘緑地(約0.15ha)を廃止し、緑地跡地と南側の泉が丘おあしす広場とをあわせた敷地内に泉野福祉健康センターの建替えを行います。

また、移転後の泉野福祉健康センター跡地に泉野町6丁目緑地(約0.26ha)を新たに都市計画決定し、緑地機能を継続し、良好な住環境の維持を図ります。

現況写真です。議案書は10ページです。こちらは現在の泉が丘緑地周辺の現況を示しております。泉が丘緑地は南側の泉が丘おあしす広場と一体となり活用されており、ベンチ、樹木などが設置されております。

こちらが現況の写真になります。③、④は交差点側の泉が丘おあしす広場の写真です。緑地と広場に設置されているベンチ、樹木などの機能につきましては、環境保全や景観向上に供する目的のため、泉野町6丁目緑地にて継続していく予定です。

こちらは新規緑地に想定される機能を設けた、現時点でのイメージ図です
変更概要表になります。議案書7ページになります。

今回の緑地の変更は、14号泉が丘緑地約0.15haを廃止し、19号泉野町6丁目緑地として約0.26haを新規追加するものです。変更の理由は先ほどの説明のとおりです。

最後に、本案件につきましては、令和2年2月3日から2月17日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(A委員)

移転の計画に異を唱えるわけではないのですが、現状のおあしす広場の目的と、さきほどイメージ図が出されていた移転後の姿が違うと思います。協議がなされてこの形になったのか、それともとりあえず現段階のイメージでのものなのかをお答えいただければと思います。おそらく元々の目的としては、景観的なものを含めまして、その地域での役割等があつての今の姿であると思います。現状は駐車場であつたり、憩いの場であつたり、目的を持ってつくられたものだと思います。計画を見ますと面積も少し小さくなっているかと思います。現段階の計画に対して、規模も含めてお答えいただきたいと思います。

(会長)

それでは事務局より整備計画について説明をお願いいたします。

(事務局)

お答えいたします。都市計画の変更としましては、現在の緑地の面積が約0.15ha、そして新規に決定する緑地が約0.26haと増えておりますが、委員ご指摘の通り、おあしす広場を含めた既存の面積としては、現在は約0.35haほどございますので、約0.09haほど面積としては小さくなります。現在福祉健康センターが建っている敷地につきまして、担当である健康政策課が用地取得に最大限努めて、約0.26ha確保したところでございます。

ご質問にありました、今の機能をどのように継続して周辺の市民の利便性を向上させていくかということにつきましては、今後地元の方々のご意向も踏まえまして、担当である緑と花の課で具体的に検討していく方針です。本日説明にあった図につきましては、あくまでも現時点でのイメージを示したものです。

(会長)

ありがとうございました。現在の緑地をもう一度見せてください。

今の都市計画決定されている緑地と南側の広場の部分は、実際には駐車場やモニュメント、ベンチ等がありますね。今後それらの機能を持っていく整備後の約0.26haという数字は、公園の規模でいいますと、街区公園として求められる標準規模が0.25haであることを考えると、面積的には十分あると思います。

今後、十分に設計を進めれば、市民の方にも親しまれるものになるかと思えます。

(会長)

他にご意見はございますか。

(B委員)

新しい緑地に遊具を置くのか、置くならばどのようなものになるかというのは、地元住民の意見を聞き取りながら決定していくのか、教えていただきたい。

(事務局)

緑と花の課です。新しく緑地を計画するには、地域の方々のご意見をお伺いしながら、遊具の設置の有無も含めまして、計画に反映させていきたいと考えております。本日お示した図につきましては、今のおあしす広場にある機能、例えばベンチや緑地帯を確保したイメージ図になります。今後地域の方と意見交換しながら進めていきたいと考えております。

(B委員)

地域住民の方の意見が反映された緑地になるということによろしいでしょうか。

(事務局)

そのような緑地にしていきたいと考えております。

(会長)

他にご意見はございますか。

(C委員)

福祉健康センターの建替えについて、同じ場所で一度壊して建替えを行う案がなかったのが気になりました。その場合一度施設を閉めなければならないので、それを避けるために近接公共地に移すということによいのでしょうか。

(事務局)

さきほどのご説明の中でも少し触れておりましたが、説明が足りなかったので補足いたします。現在の福祉健康センターは築45年を迎えておりまして、かなり老朽化をしており建替えの検討を行いました。

委員ご指摘の通り、市民サービスを継続しながら市民への影響が少ない形を追求しましたところ、現在の14号泉が丘緑地とおあしす広場の土地の場所へ新福祉健康センターを新築し、建築中は旧福祉健康センターで市民サービスを継続しながら、完成後に旧センターを取り壊し、その跡地を緑地とする方針を担当課で示したというものであります。健康政策課より、経緯について補足して説明を行いたいと思います。

(事務局)

健康政策課です。福祉健康センターでは、幼児の検診や市民センターの窓口など、市民生活に必要な業務を行っております。建替えを検討する際、できるだけその影響を小さくすることが求められており、仮移転先も何か所か模索いたしました。しかし近隣で適当な場所を確保することは難しく、離れた場所となってしまうと市民の日常生活へ影響が大きいことから、近接する緑地と広場の敷地内に新築を行う今回の計画となりました。

(会長)

どうもありがとうございました。今市民センターが入っていますが、現在行っている住民票の発行などの窓口機能も継続される予定ですか。

(事務局)

今ある機能は引き続き新しい施設でも行う予定です。

(会長)

他にご意見はありますか。

(意見なし)

(会長)

たくさん貴重なご意見がありました。とりまとめさせていただきます。只今いただきましたご意見については、今後の事業を進める上で、参考意見として取り扱っていただき、計画案通り答申します。

続きまして、事務局から案件結果報告を受けたいと思います。説明をお願いします。

(事務局)

それでは、案件結果報告を申し上げます。議案書は11ページに掲載しておりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

令和元年9月25日に開催しました、第91回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました案件の結果です。まず初めに金沢市決定案件から報告いたします。

議案第399号「金沢都市計画 土地区画整理事業の決定」(南新保土地区画整理事業)につきましても、令和元年10月29日付け金沢市告示第174号で決定の告示がなされましたことを報告いたします。

議案第397号「金沢都市計画 用途地域の変更」、議案第398号「金沢都市計画 特別用途地区の変更」(第二種特別工業地区)につきましても、令和元年10月29日付け金沢市告示第175号で決定の告示がなされましたことを報告いたします。

議案第400号「金沢都市計画 道路の変更」(3・4・51号西部中央通り線)(3・4・53号中央病院南線)(3・4・54号南新保戸水線)につきましても、同様に令和元年10月29日付け金沢市告示第175号で決定の告示がなされております。

続きまして、石川県決定案件を報告いたします。

議案第394号「金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましても、令和元年10月29日付け石川県告示第207号で決定の告示がなされております。

議案第396号「金沢都市計画 区域区分の変更」につきましても、同様に令和元年10月29日付け石川県告示第207号で決定の告示がなされております。

以上、案件結果報告でございます。

(会長)

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

(会長)

ご意見もないようなので、続きまして事務局より報告案件について、説明をお願いいたします。

(事務局)

報告案件、金沢市都市計画マスタープランのマネジメント（評価方法や指標方針の検討）について説明いたします。報告案件と右肩に書いた資料をご覧ください。

昨年3月末に改定しました「金沢市都市計画マスタープラン2019」の第7章計画の推進に向けての中で、計画の評価及び評価の方針について述べました。定期的な計画の評価、評価を踏まえた計画・事業の見直しを行うマネジメントを計画の中に位置付けています。それに基づき、マスタープランのマネジメント（評価方法や指標方針の検討）についてまとめました。こちらの内容については2月5日に第7回金沢市都市計画マスタープラン策定委員会に諮り意見を聴きました。

平成30年に策定しました石川県都市計画マスタープランにおいても、定期的に計画を評価し、改善・見直しを行うマネジメントを計画の中に位置づけ、昨年2月に解説書をまとめています。金沢市の都市計画マスタープランは、石川県の解説書と同様の考え方・方向性で作成しています。

1ページでは、解説書の作成目的を述べました。評価にあたっての考え方や今後の見直しにおける留意点などをとりまとめ、より効果的な評価・見直しが継続的に行われることを目的として作成するものです。今後実施する評価においては、この解説書を参考として、取り組みの進捗や効果等を定期的かつ適切に評価することとしました。

2ページでは、評価の方針について、評価単位はマスタープランの都市の将来像の実現に向け、基本方針のもと、都市を構成する分野ごとに方針を示した「都市づくりの方針」について、評価を実施します。評価方法は方針ごとに定量的な指標と関連する取り組みの評価などを踏まえ、総合的な観点で評価します。評価時期については、概ね5年ごとに評価を実施し、上位関連計画の見直しや国勢調査の調査時期と連携・整合を図り、必要に応じて柔軟に実施します。

3ページに移りまして、評価体制については、石川県と連携をとりながら評価を実施し、都市計画審議会での評価結果の検証を行い、結果について広く周知を図ることとします。評価指標については、関連各部門が持つ計画の成果を活用し、評価指標を

設定します。また、石川県都市計画マスタープランの指標と整合を図るとともに、各種統計調査などで把握できる指標や都市計画基礎調査などを活用し、社会経済情勢の変化や時代の潮流を踏まえ、指標自体の見直しも適宜行います。指標ごとの目標については、各指標に目標値を設定することとします。

続きまして4ページ。評価の手順について、評価方針に基づき、①定量指標に基づく評価と、②関連する取り組みの評価を踏まえ、③総合的な視点から評価を行います。①の定量評価は10個の都市づくりの方針ごとに指標を設定し評価します。②の関連する取り組みは各都市づくりの方針ごとに関連する取り組みに対して評価します。そして③は①②から方針ごとの評価をします。最後に10個の都市づくりの方針の評価を総括しコメントします。

5ページでは①定量評価の評価指標の設定について。基本的にはアウトカム指標を設定し、定期的・継続的に把握できる指標を設定します。

都市づくりの方針の1つ目、土地利用の方針の指標は、居住を誘導する区域内の人口密度とします。持続可能でコンパクトな都市構造の実現に向け、居住を誘導する区域内の人口集積状況を人口密度から評価します。これは金沢市集約都市形成計画での目標指標のうちの1つでもあります。

2つ目、都市基盤整備の方針の指標は、製造品出荷額とします。産業創出のため、工業統計調査による製造品出荷額を評価します。これは上位構想の重点方針に掲げる産業創出をめざすため設定しました。

3つ目、交通施設等整備の方針の指標は、鉄道・バス利用者数とします。今後の高齢化への対応や環境負荷の低減に向け、歩いて暮らせるまちづくりの軸となる公共交通の利用状況を評価します。これは第2次交通戦略での成果指標の1つでもあります。

4つ目、公園緑地整備の方針の指標は、公園内行為使用申請件数及び行為項目数とします。地域コミュニティ活性化に寄与する公園の利活用を推進するために評価します。これは金沢市緑のまちづくり計画で定める活用に関する評価指標でもあります。

5つ目、農地と森林の整備、保全、活用の方針の指標は、認定農業者数及び森林整備面積とします。農地や森林の必要な整備、保全、活用を推進するために評価します。これは金沢の農業と森づくりプラン2025の主要な指標の1つでもあります。

6つ目、都市環境・景観形成の方針の指標は、地域制緑地及び施設緑地の緑化面積とします。豊かな緑を維持・継承していくため、それぞれの緑地面積の合計を評価します。これは金沢市緑のまちづくり計画で定める継承に関する評価指標でもあります。

7つ目、安全安心な都市づくりの方針の指標は、住宅・公共施設等の耐震化率とします。市民や来訪者が安全で安心して快適に暮らし過ごせる都市づくりを目指すため、住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率を上げる取り組みやその効果を評価します。これは金沢市建築物耐震改修促進計画及び石川県都市計画マスタープランの災害

に強いまちづくりの推進という方策の評価指標でもあります。

8つ目、主な供給処理施設整備の方針の指標は、上下水道管の重要な幹線等の耐震化率とします。供給処理施設の長寿命化計画などにに基づき、総合的かつ計画的な維持管理や耐震化を進めるために、上下水道管の重要な幹線等の耐震化率を上げる取り組みやその効果を評価します。これは水道、下水道それぞれの計画での成果指標であります。

9つ目、公共公益施設整備の方針の指標は、居住誘導区域内における日常生活に必要な施設の徒歩圏面積カバー率とします。日常生活に必要な施設が徒歩で移動できる範囲に存在することにより、自動車での移動に頼ることなく、安全・快適に暮らすことができるため、その中で医療施設の徒歩圏面積カバー率を評価します。これは金沢市集約都市形成計画での目標指標のうちの1つでもあります。

10個目、市民参加・協働のまちづくり方針の指標は、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するために地区計画決定地区数及びまちづくり協定締結数とし、決定締結するための取り組みやその効果を評価します。これは、石川県都市計画マスタープランの地域主体の活動を支える仕組みの充実という方策の評価指標でもあります。

7ページでは、これら各方針の評価指標と目標値の考え方を一覧にしています。目標値は数値として示しているものがあれば、「現状維持」、「上昇」といった方向性として示したものもあります。表の一番右側の欄には石川県都市計画マスタープランまちづくりの方策に該当する項目を示しました。

8ページに移りまして、定量評価の評価方法について説明します。石川県の考え方と同じく定量評価については、目標値を基準に幅を持った評価とし、a b cとしました。値が設定されていない指標については、現状値に対する傾向で評価します。

9ページに移りまして、②関連する取り組みについて、方針の評価にあたり、①定量評価では測れない、特色あるハード・ソフト両面での取り組み状況などを方針に関連する取り組みを汲み取ります。取り組み例としてこちらのページに提示しました。土地利用の方針としては居住を誘導する区域への住宅取得支援や、都市再生整備計画事業等の都市機能の誘導施策としました。

10ページでは、③方針の評価・総合評価について。①定量評価による評価（a b c）と②関連する取り組みの評価（+-）を組み合わせ、方針ごとに評価（A B C）を行います。例えば、定量評価でa判定であって、取り組み評価で+判定のものは、当然方針の評価としてはA評価。定量評価でb判定、取り組み評価で取り組みなしの-評価の場合はB評価といった風に評価します。方針の評価コメントについては、定量指標の結果と関連する取り組みに記載された取り組みを汲み取りコメントします。総合評価としては、10個の方針の評価結果を総括し、評価と今後取り組むべき課題をコメントします。

最後に 11 ページでは、評価結果の反映および今後の運用として、評価結果については、広く市民に公開し、市民の理解と協力を得ながら、地域主体の持続可能なまちづくりを進めます。また、評価を反映し、金沢市都市計画マスタープランの見直しを行うものとし、今後行っていく評価の際に生じる課題や、大きく変化する時代の流れを踏まえながら、評価指標や目標値を含め評価方法を適切に見直し、改良を行いながら運用していきます。

以上で説明を終わります。

(会長)

説明ありがとうございます。都市計画マスタープランの評価についての報告がありましたが、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(D 委員)

農林の分野ですけれど、7 ページの⑤に目標値として認定農業者数と、森林の整備面積とがありますが、これは農林部局と調整してこの指標となったということでしょうか。

(事務局)

農林部局の方で「金沢の農業と森づくりプラン」という計画がございまして、その中でいくつか評価指標がございまして、その中でマスタープランの評価としまして、農業と林業については、認定農業者数と森林の整備面積を選ばせていただきました。

(D 委員)

農地面積は指標にならないのでしょうか。

(事務局)

農地面積も指標として検討いたしました。今後農地を守って従事されていく方の数を指標とした方がふさわしいと判断いたしました。

(D 委員)

農地面積はどうしても右肩下がりであるため評価指標としてふさわしくなく、選ばなかったということでしょうか。

(事務局)

少しでも右肩下がりを現状維持の方向に保つため、農業に従事する方の推移を評価するために、認定農業者数を指標としております。

(会長)

評価指標を決定するプロセスにおいて、委員指摘のような議論がなされてきたということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(会長)

わかりました。この認定農業者数というのは団体で従事されている方々の数字でしょうか。細かな農業者数なのでしょうか、それとも団体の構成数なのでしょうか。

(事務局)

現在平成27年の時点になりますが、認定農業者数は210の経営体がございます。おむね今後10年間で50増の260の経営体を目標とし、その数は個人でもありますし、団体でもあり、どちらも含めての数字となります。

(会長)

ご意見は他にございますか。

(意見なし)

(会長)

要は都市計画マスタープランを作成して、そのままにするのではなく、5年ごとに評価をするということです。10個の項目で定量的、あるいは定性的に成果指標と言いますかアウトカムと言いますか、上手く達成できるかどうか、具体的に計画の実現を目指していく形になろうかと思えます。

他にご意見もないようなので、報告については以上としたいと思います。

これで、本日すべての案件について、滞りなく審議が終了しました。

委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局)

竹村会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。ご審議いただいた案件につきまして、手続きを進めさせていただきます。また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の事業を進める上で参考にさせていただきたいと思えます。最後報告がありました都市計画マスタープランの評価につきましては、初めての試みでございますが、当審議会において今後検証していただくこととなりますので、重ねてお願い申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。みなさまどうも本日はありがとうございました。

—以上—